

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を  
改正する内閣府令(案)の概要

令和6年8月  
消費者庁

## 1 改正の趣旨

- ・ 販売に供する食品につき、健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)第43条第1項の許可(以下単に「許可」という。)又は法第63条第1項の承認を受けて乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用その他内閣府令で定める特別の用途に適する旨の表示(以下「特別用途表示」という。)をする者は、法第43条第6項の内閣府令で定める事項を内閣府令で定めるところにより表示しなければならないこととされており、同項の規定に違反したときは、法第62条第1号の規定により内閣総理大臣(消費者庁長官に権限委任)は特別用途表示の許可を取り消すことができることとされている。
- ・ 現在、法第43条第6項により内閣府令に規定する表示すべき事項は、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令(平成21年内閣府令第57号。以下「府令」という。)第8条第1項各号に規定されているが、許可対象としている食品群にそれぞれ実施を求めている必要的表示事項については、通知に規定されるにとどまっており、これら必要的表示事項の実施を許可の取消しにより担保することができないおそれがあり、必要的表示事項の実効性確保に疑義が生ずる事案も生じてきている。
- ・ このため、府令を改正し、許可を受けた者に対して通知で求めている必要的表示事項を府令第8条第1項に明記し、必要に応じて、表示事項を消費者に認識させるために講じる措置についての資料提出を求める手続を明確化させ、許可に当たって表示を求める事項の法的根拠の明確化とその実効性を確保するための措置を講じ、適切な許可運用を図ることとする。

## 2 改正内容

### (1) 許可対象となる食品群に応じた必要的表示事項の法令上の明確化(許可取消し事由の明確化)

現在「特別用途食品の表示許可等について」(令和元年9月9日消食表第296号消費者庁次長通知)において許可区分に応じて許可を受けた者に表示を求めている必要的表示事項について、法第43条第6項の規定により表示すべき事項として、府令第8条第1項に規定する。

必要的表示事項を求める個々の食品群は次のとおり。

#### ① 乳児用調製乳(府令第8条第1項第8号の2(別表第一)関係)

乳児用調製乳たる表示について、その成分組成等を規定した上で、乳児用調製粉乳及び乳児用調製液状乳の許可区分ごとに必要的表示事項を規定する。

#### ② 妊産婦又は授乳婦用粉乳たる表示(府令第8条第1項第8号の3(別表第二)関係)

妊産婦又は授乳婦用粉乳たる表示について、成分組成の含有量に関して規定した上で、必要的表示事項を規定する。

③ 病者用食品(許可基準型)(府令第8条第1項第8号の4(別表第三)関係)

病者用食品たる表示について、以下の食品群の規格及び対応する許容される特別用途表示の範囲を規定した上で、それぞれ必要的表示事項を規定する。

- I. 低たんぱく質食品
- II. アレルゲン除去食品
- III. 無乳糖食品
- IV. 総合栄養食品
- V. 糖尿病用組合せ食品
- VI. 腎臓病用組合せ食品
- VII. 経口補水液

④ 病者用食品(個別評価型)(府令第8条第1項第8号の5(別表第四)関係)

病者用食品として個別の許可等を受けるために必要な点を列記した上で、病者用食品として個別に許可等を受けた際に共通する必要的表示事項を規定する。

(2) 表示事項の実効性確保のための資料提出

国民の健康の保護及び増進を図るため特に必要と認めるときは、申請者又は許可を受けた者に対し、2(1)の表示事項を消費者に認識させるために講じる措置についての資料提出を求める手続を規定する。

3 今後の予定(施行期日)

令和6年8月上旬～ パブリックコメント

10月上旬～ 公布・施行

※従来通知で求めている表示事項の法的根拠を明らかにするための改正であり、表示内容の変更を伴うものではないことから、ラベルの変更等に伴う経過措置は必要ないと思料。